

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文目次

○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）	1
○ 関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第五十五号）（附則）	19

改 正 案	現 行
<p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>イ この号ロからホまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>ロ 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（第五号においてこれらの申告を「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>ハ 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>ニ 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物</p>	<p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>（1） ②から⑤までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>（2） 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（以下この条において「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>（3） 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）の内国消費税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第三号（地方消費税に関する用語の意義）の貨物割をいう。）の納付に係る</p>

をいう。以下同じ。)のセキュリティ(貨物の現況の的確な把握その他貨物の安全管理のために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ホ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イからハまで及びホに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ニに規定する部門における特例申告貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の業務に関し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。

一)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関係に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 帳簿書類(法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項

八 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況(会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。以下同じ。)に関する事項

九 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支

事務の管理(以下この条において「担保及び納税の管理」という。)に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 特例申告貨物(法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(5)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他関係に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類(法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。)の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況(会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第八条の第三第一号ト及び第二号ト、第九条の五第一号ト及び第二号ト並びに第九条の八第一号ト及び第二号トにおいて同じ。)に関する事

配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) (2)から(5)までに規定する業務を総括する者の氏名

(2) 輸入申告等に関する業務を行う者の氏名

(3) 担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名

(4) 特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名

(5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの(1)から(5)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令

(法その他関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための

事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に

関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の

者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する

事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じ

た場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

(法令遵守規則の記載事項)

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の五 法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 外国貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 外国貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- 二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
- 三 第一号ハに規定する部門における外国貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
- 四 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けようとする者の業務に関し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- 五 外国貨物の蔵置等又は外国貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- 六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- 七 帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

第四条の五 法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
- イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
 - (1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
 - (2) 外国貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
 - (3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ イの(1)から(3)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 外国貨物の蔵置等に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

八 法令第五十条第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法令第五十条第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

（届出場所の基準）

第四条の八 第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項）

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

又 その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する者の氏名

(2) 外国貨物の蔵置等に関する業務を行う者の氏名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの(1)から(3)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するために事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 外国貨物の蔵置等に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

（届出場所の基準）

第四条の八 第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同号中「法第五十

保税工場の許可)に規定する保税作業をいう。」と、同号中「法第五十一条第三号」とあるのは「法第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第五十一条第三号」と読み替えるものとする。

(届出書の添付書類)

第四条の十 第四条の四(届出書の添付書類)の規定は、令第五十条の三第二項第四号(保税作業を行おうとする場所に係る届出の手續)に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業(法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業をいう。)」と読み替えるものとする。

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五(法令遵守規則の記載事項)の規定は、法第六十二条(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号口中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業(法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。)」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。

(承認申請書の記載事項)

第四条の十二 第四条の六(承認申請書の記載事項)の規定は、令第五十条の四第一項第三号(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項について準用する。こ

一条第三号」とあるのは「法第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第五十一条第三号」と読み替えるものとする。

(届出書の添付書類)

第四条の十 第四条の四(届出書の添付書類)の規定は、令第五十条の三第二項第四号(保税作業を行おうとする場所に係る届出の手續)に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と読み替えるものとする。

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五(法令遵守規則の記載事項)の規定は、法第六十二条(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号イ(2)及び同号ニ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同号ヘ中「法第三十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」と、同条第二号イ(2)及び同号ニ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と読み替えるものとする。

(承認申請書の記載事項)

第四条の十二 第四条の六(承認申請書の記載事項)の規定は、令第五十条の四第一項第三号(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項について準用する。こ

の場合において、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、「法第四十条第三号第六号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第六号」と、同条第四号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第五号中「令第四十二条第一項第二号」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。

（申請書の記載事項）

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一・二 （省 略）

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）

に規定する特定保税運送をいう。）及び特定委託輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の運送（以下この条

の場合において、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第六号」と、同条第四号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第五号中「令第四十二条第一項第二号」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。

（申請書の記載事項）

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一・二 （同 上）

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送に関する業務等（法第六十三条の二第一項（保

税運送の特例）に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する運送に関する業務をいう。以下ロ及び第五号イ並びに次条第一号イ(2)及び

及び次条において「特定保税運送等」という。）に関する業務
ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務

四 (省 略)

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

- イ 特定保税運送等に関する業務
- ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務

(法令遵守規則の記載事項)

第七条の四 法第六十三条の四第三号(承認の要件)に規定する財務
省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定保税運送等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- 二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の内容及び手順
- 三 第一号ハに規定する部門における特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の内容及び手順
- 四 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けようとする者の業務に関し、その者(その者が法人である場合におい

ニ並びに第二号イ(2)及びニにおいて同じ。)

- ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等を除く。第五号ロ並びに次条第一号イ(3)及びニ並びに第二号イ(3)及びニにおいて同じ。)

四 (同 上)

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

- イ 特定保税運送に関する業務等
- ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務

(法令遵守規則の記載事項)

第七条の四 法第六十三条の四第三号(承認の要件)に規定する財務
省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
各号に定める事項とする。

- 一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
- イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- (1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- (2) 特定保税運送に関する業務等を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- (3) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- (4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ イの(1)から(4)までに定める部門における業務の内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他関税に関する法

ては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令（当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定保税運送等又は特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 運送目録（法第六十三条の二第二項に規定する運送目録をいう。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

八 法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

令（当該法人が令第五十五条の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

二 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 運送目録（法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する運送目録をいう。次号へにおいて同じ。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する者の氏名

(2) 特定保税運送に関する業務等を行う者の氏名

(3) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者の氏名

(4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの(1)から(4)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。第五号において同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定輸出貨物（法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）に規定する特定輸出貨物をいう。第三号及び第五号において同

（法その他関税に関する法令（当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号に掲げる者である場合にあっては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

- 二 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 運送目録の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

- ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- チ その他参考となるべき事項

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
- イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
 - (1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
 - (2) 特定輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

じ。）のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ハに規定する部門における特定輸出貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けようとする者の業務に関し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法令その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定輸出申告又は特定輸出貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 帳簿書類（法第六十七条の八第一項に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

八 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

(3) 特定輸出貨物（法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等

）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロイの(1)から(4)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法令その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（法第六十七条の八第一項に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合、次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する者の氏名

- (2) 特定輸出申告に関する業務を行う者の氏名
- (3) 特定輸出貨物の管理に関する業務を行う者の氏名
- (4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロイの(1)から(4)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令(法その他関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- チ その他参考となるべき事項

(申請書の記載事項)

第八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号(認定製造者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一・二 (省略)

三 特定製造貨物管理業務(法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ(製造者の認定)に規定する業務をいう。次条第一号において同じ。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

(申請書の記載事項)

第八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号(認定製造者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一・二 (同上)

三 特定製造貨物管理業務(法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ(製造者の認定)に規定する業務をいう。次条第一号イ及び第二号イにおいて同じ。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 特定製造貨物輸出者（法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

五〇九（省 略）

（実施規則の記載事項）

第八條の五 法第六十七条の十三第三項第二号ハ（製造者の認定）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 特定製造貨物の輸出に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特定製造貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ハに規定する部門における特定製造貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を

四 特定製造貨物輸出者（令第五十九条の十六第一項第二号に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

五〇九（同 上）

（実施規則の記載事項）

第八條の五 法第六十七条の十三第三項第二号ハ（製造者の認定）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定製造貨物管理業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(3)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする法人の事業又は業務に關し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定製造貨物の運送又は管理に關する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務

規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定製造貨物の輸出又はセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

八 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

九 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十 その他参考となるべき事項

（申請書の記載事項）

の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

ト その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

チ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

リ その他参考となるべき事項

二 認定を受けようとする者が法人以外の場合 次に掲げる事項

イ 法令に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する者の氏名

(2) 特定製造貨物管理業務を行う者の氏名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの(1)から(3)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するために事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定製造貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

ト その他参考となるべき事項

（申請書の記載事項）

第九条の六 令第六十九条第一項第三号（認定通関業者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号（定義）に規定する通関業務をいう。次号及び第九条の八第一号ロにおいて同じ。）以外の業務の種類及び概要（輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る。）

三 五（省 略）

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八において同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称

七（省 略）

（輸出及び輸入に関する業務の基準）

第九条の七 法第七十九条第三項第二号（通関業者の認定）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

第九条の六 令第六十九条第一項第三号（認定通関業者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号（定義）に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の八第一号イ及びニ並びに第二号ニにおいて同じ。）以外の業務の種類及び概要（輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る。）

三 五（同 上）

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称

七（同 上）

（輸出及び輸入に関する業務の基準）

第九条の七 法第七十九条第三項第二号（通関業者の認定）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇三 (省 略)

四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。

五 (省 略)

(法令遵守規則の記載事項)

第九条の八 法第七十九条第三項第三号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法、通関業法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号ロから二までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務(第五号において「輸出入関連業務」という。)を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

三 前号イ、ロ及びハに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

四 第一号ハに規定する部門における特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の業務に関し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む)。

一〇三 (同 上)

四 前各号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。

五 (同 上)

(法令遵守規則の記載事項)

第九条の八 法第七十九条第三項第三号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法、通関業法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務(以下この条において「輸出入関連業務」という。)を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(3)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他関税に関する法令及び通関業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 通関業務以外の業務を他の者に委託している場合にあつては

（又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令及び通関業法を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 輸出入関連業務又は特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 帳簿書類（通関業法第二十二条第一項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿及び書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（通関業法第二十二条第一項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿及び書類をいう。次号へにおいて同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 認定を受けようとする者が法人以外の場合 次に掲げる事項

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する者の氏名

(2) 輸出入関連業務を行う者の氏名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの(1)から(3)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令及び通関業法を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 通関業務以外の業務を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

へ
帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項
ト
認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項
チ
その他参考となるべき事項

○ 関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第五十五号）（附則）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>（関税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の三第三号イ中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第一項」に改める。</p> <p>第七条の五の次に次の一条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第八条の三第一号ロ中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第三項」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第九条の六第四号中「ちまで」を「ほまで」に改める。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（関税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の五の次に次の一条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第八条の三第一号イ(2)中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第三項」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第九条の六第四号中「ちまで」を「ほまで」に改め、同条第六号中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第一項」に改める。</p> <p>（略）</p>